

地方からの提案個票

<関係府省庁第2次回答まで>

重点事項		ページ
10	鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加	1
30	PPP(LABV 方式)を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業(法定建替)の適用拡大等	4
5	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化	7
15	二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直し	12

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省・環境省 第2次回答

管理番号	162	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

鳥獣被害対策に係る集落での指導等の実施主体の見直し

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害対策に関して、集落での指導や研修等は、都道府県が専門人材を確保し、広域的に行うこと。市町村において、自ら行うことが難しい業務について、鳥獣保護管理を実施する都道府県が被害防止計画を策定し、当該事務を行うこととする。

具体的な支障事例

近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、被害が発生する事例等が増加しており、鳥獣被害対策に対する住民の関心も高まっている。市町村は鳥獣による農林水産業等の被害対策の実施に努めることとされており、被害防止計画の策定や計画に基づく具体の被害対策を行っているが、狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。これらの取組を行うためには野生鳥獣の生態や柵の設置技術などの専門的な知識・経験が必要となるが、特に小規模団体においては、鳥獣被害対策専門の職員を配置することは困難であり、人事異動等もあることから、知見や経験の継承等にも課題がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、狩猟免許取得者等の高齢化が進み、将来的な担い手が不足が懸念される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

専門人材が確保されることにより、集落での指導が適切に行われ、より効果的な鳥獣被害対策を行うことが可能となる。
また、専門的な知識・経験を有する職員がいない市町村において、都道府県が対象鳥獣の捕獲等を行うことにより、被害の軽減につながることが期待される。

根拠法令等

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、北上市、高崎市、寒川町、島田市、彦根市、東温市

○提案団体と同様に当市も狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。

○当市は、市域の大部分が市街地でまとまった山林はなく、これまでシカやイノシシによる被害や捕獲の事例はないが目撃情報は複数寄せられている。今後、市街地に出没して捕獲の必要が生じた場合に、ハンターの確保や捕獲後の対応は当市単独では非常に困難であることが想定される。また、これらの大型獣は市域をまたいで移動することから、市町村ではなく都道府県が主体となって対応する必要がある。

○専門員の確保が困難なことから、被害対策は狩猟グループへの委託に頼らざるを得ない。しかしながらその担い手も高齢化が進むにつれ、将来的な担い手の確保が課題となり、制度実施が困難となることが容易に想定される。

各府省庁からの第1次回答

現在、いかなる法令においても、都道府県が専門人材を確保し、鳥獣被害対策に関する指導や研修等を実施することをとどめていない。

実施については、各都道府県の判断となるため、所在する都道府県に相談願いたい。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律においては、鳥獣被害防止計画は、市町村が作成することができるものとしており、作成が義務ではなく、また、都道府県が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき作成することができる第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）においては、都道府県域での被害防除の取組を記載することとされているが、都道府県は特定計画を作成等するときは、関係地方公共団体と協議しなければならないこととされており、同協議に基づき、市町村域での被害防除対策を、県が作成する特定計画に記載し、県が実施することは現行法制度においても可能である。

なお、市町村が鳥獣被害防止計画を作成しない場合にあっては、鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣被害防止計画に基づく取組に対する支援を行っている性質上、交付を受けることができなくなることを御了解願う。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村の鳥獣被害担当は、数年で異動してしまう一般行政職が多く、野生鳥獣の生態、効果的な罠の設置、集落防護などの専門知識を持った職員が少ないことや、現在、地域の対策を支えている地元の猟友会の高齢化、集落への指導へのマンパワーの限界など、リソースが決定的に不足していることから、将来的な担い手の育成・確保や集落における被害防止対策の指導等について、実施することが難しく、対応に苦慮している状況にある。

また、被害防止計画の作成及びその計画の事務について、市町村として精度の高い個体数推定や捕獲目標の設定は実施が困難な事務であり、広域的知見を持つ都道府県が主体となって計画を作成し、その事務を補完・実施するなど、役割分担の抜本的な見直しを行うべき段階にきている。実際、県の生息頭数のモニタリングの結果が共有できない事例があることから、山形県市長会は県に対し「鳥獣被害対策における生息数把握手法の確立及び市町村への技術的支援の拡充について」の要望を行っている。

都道府県がこうした取組を行う枠組みは法律上すでに存在するものの、実態としてその実効性が十分に担保されていない現状であることから、関係法令や基本指針等に都道府県の具体的な取組実施を明文化し、その実効性を確実に担保する措置を講じるよう、国としての対応を求めたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

鳥獣被害対策については、鳥獣の生息域・移動範囲が市町村域を越えることや、小規模市町村における専門人材の確保等の課題を踏まえ、市町村との役割分担や必要な財源措置を整理しつつ、都道府県による専門人

材の確保、広域的な捕獲体制の構築等を支援できる仕組みを強化することは、市町村の負担軽減及び農林水産業被害・生活環境被害の防止に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

提案団体によると、都道府県が実施する枠組みはあるものの、都道府県による取組が十分に行われておらず、専門職員などのリソースが乏しい市町村が対応に苦慮している現状がある。枠組みを作るだけでなく、都道府県と市町村の間に適切かつ持続可能な役割分担がなされるための取組が必要ではないか。

現に都道府県の関与が弱く、市町村が対応に苦慮している

- ・モニタリング調査や捕獲目標数の設定
- ・将来的な担い手の育成・確保
- ・集落における被害防止対策の指導

については、都道府県が広域的かつ主体的に実施するスキームを作る必要があるのではないか。

第34次地方制度調査会では、持続可能かつ最適な形での行政サービス提供の観点から、「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方が審議されている。また、令和8年の改正において、介護保険法及び障害者総合支援法では人材確保を、下水道法では区域内の連携推進を都道府県の役割として明確化する法改正が行われた。

上記のような役割分担の見直しの議論が進む中、鳥獣被害防止対策についても、都道府県の広域的かつ主体的な役割を法律上明確化する等、制度上の見直しも検討すべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

再検討の視点にある市町村が対応に苦慮している内容については、鳥獣被害防止特措法に基づく基本指針（告示）において、都道府県が、市町村への助言及び指導、被害防止に取り組む人材の育成等の必要な措置を講ずるよう努めること（一（二）③都道府県の役割）、市町村の求めに応じて、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供に努めること（一（二）④国、都道府県及び市町村の関係）を記載しており、都道府県が広域的かつ主体的に実施するスキームは既に存在している。

これらの具現化にもつながる取組として、今年度（令和8年度）に新たに創設した「鳥獣被害対策タスクフォース」において、都道府県が、被害縮減に向けた重点的な対策を主体的に企画立案・実施し、市町村は地域の関係機関の参画のもと、柵の整備や農地周辺の捕獲強化といった鳥獣対策の高度化に取り組むこととしている。この仕組みを活用して鳥獣被害対策の高度化に取り組む市町村は、鳥獣対策交付金の優先配分による財政措置に加え、今回指摘のあった、計画策定に当たって必要な情報の提供、人材の育成、対策の指導等を含め、被害低減に向けて市町村が求める国・都道府県からの伴走支援を受けることが可能となる。現在、全国に先駆け、北海道が取り組んでおり、今後、青森県においても取組を開始する予定である。山形県に相談の上、活用を検討願いたい。

なお、鳥獣保護管理法においては、都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画を定め、計画の達成に必要な措置を講ずるものとされ、法令上、都道府県が主体となっている。また鳥獣保護管理法の基本指針においては、都道府県の役割として、「市町村等が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援を行う」とされている。

また、環境省では、都道府県が鳥獣の捕獲や専門人材の育成等を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する経費に対し、指定管理鳥獣対策事業交付金によって都道府県の支援をしている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府・国土交通省 第2次回答

管理番号	45	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

LABV 方式を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業(法定建替)の適用拡大等

提案団体

宝塚市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

PPP の一手法である LABV 方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」について、公営住宅法の「公営住宅建替事業(法定建替)」に含めるとともに、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」の対象範囲に加えること。

具体的な支障事例

地方では、人口減少に伴う財政難や労働者不足が深刻化しており、特に技術職の人材確保については危機的な状況となっている中で、官民連携(PPP/PFI)手法の導入は、こうした人手不足・資金不足に対応するための有効な手段として認識が広がっており、国も PPP/PFI 手法の推進を行っているところである。一方で、新たな官民連携手法を導入する際、これまで法律が想定していなかったスキームをどのように扱うかが問題となり、各事業に係る法改正が行われていないことが PPP/PFI 手法の推進を図る上での大きな課題となっている。当市においては、国土交通省が実施した「令和7年度『民間提案型官民連携モデリング事業』」において、当市のニーズに対する民間事業者の提案が採択され、その調査の中で「LABV 方式が『法定建替え』に該当するか」が大きな論点となった。民間事業者と国土交通省の担当者で協議を重ねたが、「現行制度上、想定されていない官民連携手法であること等から、事業実施に向けて十分に整理をする必要がある」との意見が民間事業者から示された。特に問題なのは、公営住宅の建替えに PPP の一手法である LABV 方式を活用して、既存公営住宅の所有権を LABV(官民共同事業体)に移転し、LABV が建替えた住宅を市が借上げて公営住宅とする場合、「地方公共団体による直接建設」ではないため、当該建替えが「公営住宅建替事業(法定建替)」に該当しないとされる点である。公営住宅建替事業(法定建替)に該当しなければ、既存公営住宅の入居者に対する明渡し請求権が付与されないため、入居者の住み替えを進めるにあたり大きな労力と費用が必要となる。このことは、人口減少に伴う公営住宅の集約建替えにおいて、人材確保が困難な地方での PPP 活用の大きな障壁となる。また、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業の対象要綱においても、建替え後は同じ(借上げ)公営住宅であるにも拘わらず、PPP の一手法である PFI(BOT 方式)の推進には対応している一方、LABV 方式を活用した場合には国の補助を積極的に活用した公営住宅の更新ができない状況であり、財政的に非常に厳しい地方において PPP 活用の障壁となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

前述の民間事業者からは、「補助金の適用範囲は、LABV で事業推進するにあたり、民間事業者の事業参画意欲に関わる話となることから、現行規定に則った事業推進において課題が山積している」との意見を聞いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

LABV 方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」についても、公営住宅法の「公営住宅建替事業」として認められること、また、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」に該当するとされることで、以下の効果があると考えられる。

- ・既存入居者に対する明渡請求権が認められることで、建替えがスムーズに行えるため、PPP の導入促進に繋がる。
- ・PFI 以外の PPP を活用した公営住宅の建替えが社会資本整備総合交付金の交付対象となることで、PPP の選択肢が広がるとともに導入促進にも繋がる。
- ・LABV 方式の活用は、大小問わず多様な民間事業者が参画する機会が増えることとなり、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりに寄与するとともに、地方自治体の人材不足・財政難等の課題解決に繋がる。

根拠法令等

公営住宅法第2条第 15 号
 公営住宅法第2条第 16 号
 公営住宅法第 38 条第1項
 公営住宅等整備事業対象要綱第3第三号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、稲沢市、熊本市

OLABV 方式を活用した公営住宅の建て替えへの適用拡大については、共同提案団体として参画する。

各府省庁からの第 1 次回答

現行の公営住宅法第2条第 15 号に規定する公営住宅建替事業は、その公共性が特に認められることから借地借家法の特例として明渡請求権が認められているところ、LABV 方式を用いた事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、公営住宅建替事業と同等程度の公共性が認められるか等の観点から慎重な検討を行うことが必要。仮に、建て替えられた公営住宅の借上期間終了後に当該公営住宅が事業主体に帰属せず継続的に公営住宅として使用されないなど、公営住宅ストックの維持が図られない場合には公営住宅建替事業に含めることは困難である。

また、LABV 方式による建築物に対して BOT 方式による建築物と同等程度の補助率を適用することについても、事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、慎重な検討を行うことが必要。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、公営住宅建替事業と同等程度の公共性が認められるか及び借上期間終了後の公営住宅ストックの維持が図られるかについて懸念をお示しいただいた。

まず、公共性について、LABV 方式は事業の主導権を地方公共団体が握ることが可能であり、当市が想定する建替えは、公営住宅法第4章に則って行われるものである。建替え後の住宅は事業主体が公営住宅として借り上げ、住宅確保要配慮者に供給するものであり、借上公営住宅として、従来の公営住宅建替事業と同等の公共性が担保されると考える。

また、ストックの維持について、当市は建替え後の住宅を、政令で定める耐用年数に相当する長期間（70 年）にわたって借り上げ、公営住宅として継続的に使用する予定である。借上期間は借上げ協定や LABV の定款等に記載することで担保でき、公営住宅ストックの適正な維持は十分に可能である。したがって、事業主体への帰属の有無にかかわらず、ストックの維持は図られると考える。なお、当市では、公営住宅等長寿命化計画策定指針に示された方法で需要を推計し、供給戸数を維持しているところである。

補助率等については、建設コストの抑制も重要であると認識しており、民間ノウハウの活用の観点から、LABV 方式は BOT 方式と同等程度のコスト抑制効果が得られると考えられるため、その活用を促進すべきである。

以上を踏まえ、公営住宅建替事業への該当や補助率等の適用について、前向きにご検討いただきたい。公共

性が認められないとする場合には、その具体的な要件・判断基準を明示いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減を図るため、各主体間の連携の推進に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

LABV方式を活用した公営住宅の建替えが現行の公営住宅建替事業と同様に明渡請求権を認めるに足る公共性を担保するために必要となる条件について、柔軟性を確保しつつ、具体的な条件案を検討し、第2次ヒアリングで示していただきたい。

公共性を担保する借上期間については、耐用年数の70年を一つのベースとしつつ、どの程度の期間が妥当か検討いただきたい。

国庫補助について、補助対象・補助率をBOT方式と同等とするための条件について検討し、第2次ヒアリングで示していただきたい。

また、建築物の権利関係等については、法令・協定等のいずれの手法で担保するかを含め、柔軟性を確保できる方策を検討してはどうか。

各府省庁からの第2次回答

現行の公営住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業は、その公共性が特に認められることから、再入居の保障等入居者保護の規定を整備した上で、借地借家法の特例として明渡請求権が認められている。

ご提案のLABV方式を活用した公営住宅の建替えが現行の公営住宅建替事業と同様に明渡請求権を認めるに足る公共性を担保するために必要となる条件や、国庫補助の条件については、現行制度の趣旨及び目的を踏まえて極めて慎重な検討を要することや、当該方式のあり方が多岐にわたるため、直ちに法改正等により対応することは困難である。

他方、個別の事案については、提案内容について分析・検討を行い、結果について地方公共団体へ周知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省・国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	52	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

提案団体

福島市

制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】平成 28 年度に創設された当該制度について、特別控除に添付する確認書は、相続した家屋等が存在若しくは存在した市町村が、申請書を確認し押印することとなっている。

【支障事例】申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合が多いこともあり、電話で制度や添付書類の説明を求められることも多い上、電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類等については、死後の時間経過に伴い既に処分されている場合も多いなど、書類のやり取りに時間や労力が掛かり、申請者・市区町村双方の負担になっている。

加えて、申請者から特別控除に該当するか否かの判断まで求められることも多く、その都度、管轄税務署に問い合わせるよう案内している。

また、この確認内容は、申請者(相続人)が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足ると考える。

当該確認事務については、法定受託事務としての性質を有するものと理解しているが、租税特別措置法及び同法施行令において法定受託事務として位置付けた上で行わせるべきものと考えられるがそうした定めがなく、地方自治法第2条第9項第1号に照らすと、この点でも問題があると考えている。

あわせて、当該確認事務のみならず、租税特別措置法に基づいて十分な根拠なく自治体に事務を義務付けている類似の制度については、見直しをされたい。

【支障の解決策】被相続人居住用家屋等確認申請書に係る市区町村の確認を省略し、当該特別控除を受ける申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結できるよう改める。

【参考】

①・1件あたり対応時間:約 30 分+1件あたり相談回数:約2回≒対応時間 60 分×41 件(R6)≒2,460 分
・1件あたり書類処理時間:約 20 分×67 件≒1,340 分
※申請の多くが、確定申告の関心が高まる 11～3月に集中する。

②・相談の多い添付書類「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」→どちらも建築物を除却、或いは被相続人が死亡後、数年経過している場合、処分してしまっていることが多く、相談の中心になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別控除を受ける手続を、市町村の確認を省略し、申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結すること、添付書類の簡素化により、申請者の手続に対する利便性が大きく向上する。

根拠法令等

租税特別措置法第 35 条、租税特別措置法施行令第 23 条、租税特別措置法施行規則第 18 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会

○確定申告の時期に問い合わせが集中し、書類確認や現地確認に時間を要することから、特に2、3月に職員の負担となっている。

（参考：交付件数）

・R6:24 件

・R5:14 件

・R4:23 件

建物の閉鎖事項証明書や土地の登記事項証明書等、公共料金の使用中止日がわかる書類等、提出書類が多く、不備や不足があった場合、関係部署と市役所を何度も往復することになる。

○求められる添付書類が多く、また、ケースによって必要な添付書類が異なる等、確認書発行に要する区の事務負担が多い。区市町村を経由せず、直接税務署に書類を提出することにより、申請者（納税者）及び区双方の負担軽減につながると考え、当該確認事務の廃止を要望する。

○当市においても、制度説明や必要書類の判断まで対応する必要があることから、当該事務に係る事務負担は非常に大きい。本制度について、申請者が税務署に直接確認した場合でも、必ずと言っていいほど回答もせず市に聞くよう言うのみであり、事務負担を増大させている。空き家であったかどうかの確認は書類上で行うため税務署でも対応が可能である。申請者のサービス向上のため税務署で対応すること望む。

○制度が改正されたことに伴い、申請者ごとに個別対応を求められる事案が増加している。

○申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合、電話で制度や添付書類の説明を求められることが多い。Q&A では読み取れない事案もあり、申請者・市町村で税務署や国土交通省などに確認し、特別控除に該当するか否かの判断をしている状況である。特に年明けからは期日が迫るなか、申請件数も多くなり市町村の負担になっている。また、申請者は、確定申告前に市町村確認をし、その後本申請となることから、確定申告を完了するまでにかなりの時間を要することとなっている。この市町村確認の内容は、申請者（相続人）が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足りることからも、申請者への負担軽減のためにも市町村確認を廃止すべきと考える。

○提案の趣旨に賛同する。当市では、制度創設から交付件数が増加傾向にあり、令和6年度の交付件数は平成 28 年度と比して3倍以上となっており、事務負担が多大となっていることから、添付書類や審査の簡素化等見直しをされたい。

○先般、被相続人居住用家屋等確認申請において、事前に管轄税務署に問合せを行っていたにも関わらず、税申告の際に控除利用ができないと判断された事例があった。本件のような事例があれば、住民トラブルの元となるだけでなく、市区町村が発行する確認書の効果が疑問視されることは明白である。また、最終的な判断が税務署でされることが大前提である中で、行政が確認書を発行する意義がわからない。こういったことから、本件について賛同する。

各府省からの第 1 次回答

被相続人居住用家屋等の確認事務については、

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものであること

②相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと

等の理由から、空き家の所在する市区町村において対応することが適切であり、市区町村に過度な事務負担を強いるものではないと判断し、市区町村における対応としているところである。

なお、市区町村の確認事務の軽減の観点では、支障事例で言及されている「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」の確認の意図としては、「相続時から譲渡の時まで事業の用等に供されていたことがないこと」、及び「身体上・精神上の理由により介護を受ける必要がありやむを得ず老人ホーム等に入所したものの完全に生活の拠点を移転したとは言えない場合は当該趣旨に反するものではないこと」を確認することであるため、「空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)に関する地方公共団体からの質問と国土交通省からの回答集」においても、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類として、支払証明書、料金請求書、領収書等を挙げていることや、老人ホーム等に入所していたことを証する書類について、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等を認めるなど、状況に応じて代替書類等の提出を認めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①において、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものである」と回答されているが、特例措置の確認事務は机上のものである一方、本市で実施している空家等の実態調査は、現地にて目視等で確認する調査であり、かつ毎年実施しているものではないことから、これらは根本的に異なる作業である。

また、確認事務には、書類と申請者からの聞き取りによる確認作業が必ずあるが、申請者が遠方である、または高齢者であるなどの場合が多い。

そのため、郵便等により複数回のやり取りが必要になるほか、対面の聞き取りでは1件当たり平均45分程度の時間を要している。こうしたことから、空家等の実態調査と類似しているという認識はない。

②において、「確認事務は外形的な確認である」と回答されているが、公印を押印する以上、制度で求める書類に不備がないか確認することとなり、上記のとおり本人からの聞き取りを含めて時間を要し、負担となっている。加えて、代替書類を求めることでかえって手続が円滑に進まなくなるケースも発生しており、現場実態からすると、代替書類が認められることが事務軽減につながっているとは言い難い。

このような多大な事務負担が生じている実態を踏まえて、当該確認事務を税務署が実施することや、市区町村長の確認を要さないと考えられる添付書類は省略し、税務署への申請時に添付すれば足ること等の措置を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

本市では全市的な実態把握調査などは実施しておらず、確認書の交付事務は他の空家等対策事務から独立した事務作業となっていることから、申請者の居住地を所轄する税務署でも対応は可能と考えられる。

また、代替書類やヒアリング等で柔軟な対応を可能とすることで当該確認事務が形骸化してしまうおそれもある。確認書の交付に該当する事務を税務署によって実施することで、市町村の空家部署では把握できない相続や居住地等の情報を活用し、より精度の高い確認作業が可能になると考えられる。

【今治市】

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の実態調査について、当市ではある一定時期に空き家と思われる家屋を判別しているにとどまること、定期的な確認事務ではない(今後行う見込みがない)ことから、被相続人居住用家屋等の確認事務とは全く性格が異なる。

②支障事例から判断して、市区町村は相当の事務負担を強いられていることは明らかである。

以上①②より、国と市区町村との見解に大きな乖離があるものと感じている。

③「相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと」から、税務署においても問題なく確認ができることは明らかである。

④市区町村の負担を考えれば、管轄税務署と役所の行き来の負担が生ずる。

⑤税に関する最終決定機関は税務署であり、市区町村から税務署に確認を行いながら確認書を発行する意義が不明である。

上記より、市区町村及び国民の負担軽減、適切な税の事務執行において、本措置の提案を行うものである。

【特別区長会】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の確認事務としては、道路からの外観調査を基本に、必要であれば登記簿謄本、戸籍、住民票、固定資産税情報による所有者調査をするという流れが一般的である。

①売買契約書による譲渡日の確認や電気・ガス・水道の閉栓証明書、不動産売買広告による空家確認、施設

入所時の契約書や要介護認定の確認、老人ホームの外泊記録など、市区町村の空家等の確認事務にはない作業が被相続人居住用家屋等の確認事務の主な内容である。

②事務負担の内容としては、相続人が提出した書面等による外形的な確認業務のみならず、相続人が提出書面を揃えるまでの、制度や添付書類に対する質疑対応、個別事情に応じた特別控除に該当するか否かについての問い合わせ対応に多くの時間を割いている実態がある。

以上のことから「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様」「市区町村に過度な事務負担を強いるものではない」と判断されていることについて、提案の趣旨が正確に理解されていないと思われる。

求める措置の具体的内容としては、「被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略」とする。外形的な確認業務であることから税務署での審査とすることで、相続人が申請先や質問先を混同することがなくなる、相談については既存の確定申告相談窓口を集約される等のメリットがある。

高齢者のみ世帯がこれから相続を迎え、ますます申請数増加が予想されることから、市区町村で確定申告業務の一環を担うことにより、季節的に本来の空家等対策業務が滞る事態の回避を希望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、「空家等の実態調査と本確認事務とで実施する内容は確かに異なるものの、政策の方向性が同様であるため市町村が実施することが適当」との回答であったが、本確認事務は形式的な書類のチェックであるにとどまり、かつ、税制特例の適否に関わるものであるところ、市町村が行うべきである理由にはならないものと思料する。また、本確認事務について、第1次ヒアリングにおいては「税務署において空き家であることを確認することは困難」との主張であったが、第1次回答においては「外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではない」と説明されており、所管税務署ではなく市区町村が実施する必要性が不明瞭である。実際に、本確認事務において、市町村の確認を受けた後に税務署にて不認可となった事例も確認されている。

そのため、最終判断者である税務署で確認するのが合理的と考えるが、このことに対しての見解如何。

なお、市町村において実施している、空き家の発生を抑制するための特例措置に係る被相続人居住用家屋等の確認事務（以下「本確認事務」という。）は、法律又は政令の明確な根拠なく省令で実施を課されているものであり、地方自治法で規定する法定受託事務の趣旨に反すると考えている。提案団体も同様の疑義があるようだが、この点について見解如何。

各府省からの第2次回答

本特例の適用要件を満たすことについては、納税者がそれを証明する必要がある、確定申告書に一定の書類を添付することでその証明を行うという制度設計としているところ、本特例の適用対象となる「空き家」に該当するかどうか（具体的には「相続の開始の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」や「老人ホームへの入所の時から相続の開始の直前まで、物品の保管その他の用に供されていたこと」等の要件を満たすかどうか）の証明については、例えば、被相続人の内縁関係のある者が住んでいる場合や相続人の知らない者に賃貸している場合も想定され、納税者が自ら提出する書面だけで証明することはできないと考えており、そのため、公的機関である市区町村が当該要件を満たしていることを確認した旨を証する書類を発行し、それを確定申告書に添付することで納税者が当該要件を満たすことを証明するという仕組みとしている。こうした確認にあたっては、空き家への出入りの有無や電気・ガス・水道の使用状況等の確認のほか、周辺への聞き取り等を通じて実態に即して確認する必要があると考えられるところ、これらは、空家特措法第9条第1項に基づく調査の一環として市区町村が行うことが可能であり、空家特措法第4条において市区町村には空家等の対策の実施等にかかる努力義務が課されていること、本特例の目的でもある「空き家の発生の未然防止」は健全な地方行政に資するものであり、市区町村が自主的に実施すべきものであること等から、総務省等の関係省庁とも調整の上で、法定受託事務ではなく自治事務として、市区町村が実施することとして本特例が措置されたものである。

本確認事務については、申請者から提出される書類のほか、空家特措法に基づく空家等に関するデータベース、必要に応じたヒアリング、周辺への聞き取りや実地での調査等を通じた確認などにより行うこととしているところであり、書類の確認のみで確認書交付が行えない場合には市区町村において属地的に対応いただく必要

があるとともに、仮に一切の実態調査を行わず書面により当該確認書発行事務を実施している市区町村があるとしても、それは、確認書発行事務の趣旨目的に照らし、当該市区町村の知見等に基づき「空き家に該当する」といった判断をされているものであると考えている。こうした点から、本特例の適用対象となる「空き家」に密接に関わる公的機関である市区町村において本確認事務を担うのが最も適当であるとともに、納税者が本特例の適用要件を満たすことを証明できるようにするためには、今後も市区町村が確認を行う必要があるものと考えている。

その上で、本件提案を受けて、市区町村における確認事務の負担が大きいという点について改善の余地がないかという点や、市区町村の負担軽減につながる方策については、引き続き、検討を進めてまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【財務省(4)】【国土交通省(22)(i)】

租税特別措置法(昭32法26)

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例(35条3項)については、以下のとおりとする。

- ・被相続人居住用家屋等確認書(施行規則18条の2第2項2号)に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。
- ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	120	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

二級建築士及び木造建築士試験の実施について、国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせる場合は、都道府県知事が試験事務を行わないものとする旨の規定を設けるよう見直しを求める。
例として、宅地建物取引士の試験について、宅地建物取引業法第16条の2第3項において、「都道府県知事は、第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。」としている。

具体的な支障事例

建築士法第13条に基づき、二級建築士試験又は木造建築士試験は、都道府県知事が行うこととなっている。また、同法第15条の6により、都道府県指定試験機関に試験事務を行わせることができるとされている。実態としては、全国47都道府県が指定試験機関として、公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）を指定して試験を実施しており、センターは国土交通大臣が同法第15条の2により指定する一級建築士試験の試験機関である。

試験実施にあたっては、センターが試験問題の作成及び採点を行った後、合否判定基準案を作成する。各都道府県においては建築士審査会を開き、その合否判定基準案の審査を行っているが、合否判定は全国一律となっており、各都道府県での審査は形骸化している。

二級建築士及び木造建築士の資格は全国で有効であることから、合否基準も一律であることが望ましい。このことから、国土交通大臣が指定する試験機関を47都道府県が指定している実態を鑑み、二級建築士試験又は木造建築士試験においても、宅地建物取引士と同様、試験機関を国土交通大臣が指定し、その指定機関に試験事務を行わせる場合は、各都道府県が試験事務を行わないものとするよう制度改正を要望する。

なお、令和7年の地方分権改革に関する提案募集に「都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し」の提案がなされたが、都道府県知事を資格付与者としたままで、「国の指定試験機関に外部委託を行い、都道府県による試験事務を不要とすること」については、関係府省から回答や方針が示されていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国 47 都道府県で実施している建築士審査会における形骸化した審査及びその事務並びに各審査員の労力の削減。
センターから受領した試験実施に係る各種資料の確認作業や、センターからの依頼に基づく試験委員の派遣を通じた採点事務などの削減。

根拠法令等

建築士法第 13 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、神奈川県、愛知県、鳥取県、徳島県

○二級及び木造建築士試験に関する事務は建築士法第 28 条に定める各都道府県の建築士審査会の所掌ではあるが、結果的に全国一律の建築士試験の採点基準について、試験機関による採点結果が出た後で各都道府県において建築士審査会を開催することとなることや、一県だけ別の取り扱いにすることはできないという前提の上で採点基準等について審議しているため、各都道府県の建築士審査会が形骸化している。そのため、提案団体の案のように、宅建業法に準じた法改正が必要。

各府省庁からの第 1 次回答

地域で業務を担うことの多い二級建築士及び木造建築士は、通例その免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが多いことから、都道府県がその地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合格基準の決定等を行うことができるような制度となっている。これらの事務は地域の建築行政を支える担い手である二級建築士及び木造建築士の確保の観点から重要であり、国が画一的に行うべきではないという考え方は従前と変更ない。
また、二級建築士及び木造建築士の免許権者は都道府県知事であり、試験や登録、監督処分といった一連の事務のうち、合格基準の決定だけを切り離して、国が行うことは適当ではなく、合理的でもないと考える。
一方、都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担については、今後提案団体からヒアリング等を実施し、負担軽減の方策について検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

二級建築士及び木造建築士試験の指定試験機関は全都道府県が（公財）建築技術教育普及センターを指定しており、二級建築士及び木造建築士試験の試験問題は全国一律である。また、建築士資格は、全国的に有効であることから、試験の可否決定においても他の都道府県と基準を合わせることが公平な試験実施の観点から必要だと考えられ、「国が試験を画一的に行うべきではない」明確な理由を求める。
また、回答では、「二級建築士及び木造建築士の免許権者は都道府県知事であり、試験や登録、監督処分といった一連の事務のうち、合格基準の決定だけを切り離して、国が行うことは適当ではなく、合理的でもない」とあるが、例えば宅地建物取引士においては、登録権者は都道府県知事であるが、現に、全都道府県が、国土交通大臣の指定する者（（一財）不動産適正取引推進機構）に、試験の実施に関する事務を行わせており、都道府県知事は当該事務を行っていないが、試験合格後の登録から監督処分まで都道府県知事が行っている。そのため、二級建築士及び木造建築士において、試験事務とその後の登録、監督処分を切り離すことが適当でない理由を求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

現状、二級建築士及び木造建築士の可否判定は全国一律であり、その免許を受けた都道府県以外の都道府県でも有効である。このため、地域の担い手の確保に向けて、その地域の実情に応じた試験及び合格決定等ができるという背景は形骸化しており、二級建築士及び木造建築士が免許を受けた都道府県内で業務に従事することを前提とした制度は、現状に合わないものとなっている。「通例その免許を受けた都道府県内などの域内で業務に従事することが多い」とのことだが、客観的な資料があればお示しいただきたい。

また、合格基準等を一県だけ別の取り扱いにすることができないという前提の上で採点基準等について審議しているため、事務負担が軽減しても、審査会の形骸化という本質的な課題は解決しない。

宅地建物取引士の試験では、国土交通大臣の指定する者を都道府県が指定し、都道府県は試験事務を行っていないが、試験合格後の資格登録から監督処分まで都道府県知事が行っているため、これに準じた法改正を行うことは可能であると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担の軽減のための事務の廃止等により、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

全国 47 都道府県が同一の指定試験機関を指定しており、試験問題や合格基準も全国一律である実態と制度趣旨の間に乖離が生じており、実態に即して制度を見直すべきではないか。

第2次ヒアリングまでに、地方公共団体へのヒアリング等を実施した上で、①本提案で求める措置のほか、代替措置として、②合格基準の決定等に関する事務の指定試験機関への委託、③都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担の軽減方策についても検討し、その結果をお示しいただきたい。

上記②については、従前の整理にとらわれず、第1次ヒアリングにおいて言及のあった、予め都道府県建築士審査会が合格基準等の考え方を議論し、これに基づき指定試験機関が具体的な合格基準を決定するといった案についても積極的に検討されたい。

各府省庁からの第2次回答

建築士登録を受けた都道府県内にある建築士事務所等で活動する二級・木造建築士の割合が全国平均で約8割(※)となっており、二級建築士及び木造建築士は免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが通常であるという実態がある。

そのため、地域の二級建築士及び木造建築士の確保の観点から、都道府県が地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合否判定の基準の設定等を行うことができる現行制度の維持が必要であり、国が試験を画一的に行うべきではないと考えている。

御指摘の宅地建物取引士については、都道府県が試験の実施主体であるとしたうえで(宅地建物取業法第16条第1項)、その事務を国が指定した機関に委託できることとしている(同法第16条の2第1項)ところ、二級建築士及び木造建築士についても、「試験の実施に関する事務」に関しては宅建士と同様に試験機関に行わせることが可能である(建築士法第15条の6第1項)。

一方で、建築士は、建築物の設計、工事監理等を通じ国民の生命・身体の安全に直結する資格であることから、その試験の実施にあたっては専門・技術的見地からの意見や知見を踏まえることが重要であることを踏まえ、有識者から構成される都道府県建築士審査会を関与させることとしている。また、建築士試験は、地域における建築士の担い手の確保や気候風土等に適した住宅の供給等の観点から建築行政と密接に関連していることから、行政としての関与が不可欠であると考えている。したがって、問題作成の基本方針の策定や合否判定の基準の設定等、試験制度の根幹に関わる部分については、都道府県建築士審査会を通じた行政としての関与が必要であり、かかる部分についてまで試験機関に委託することは適切ではない。

一方で、各都道府県における都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担を軽減するために、

①二級建築士及び木造建築士に対する懲戒処分に係る都道府県建築士審査会を開催する際に、当該年度における試験の結果を併せて報告するなど都道府県建築士審査会を合理的に開催することが可能であること

②問題作成の基本方針の策定や合否判定の基準の設定は必ずしも毎年度の改定を要さず、都道府県建築士審査会への毎年度の付議は不要であること

③合格基準の決定や合格基準を満たしているか否かの判断を指定試験機関に行わせることが可能であることについて、都道府県に対して周知することを検討する。

※ 一般財団法人建築行政情報センターが提供する建築行政共用データベースシステムの情報を参照した国土交通省の独自調べによる

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	223	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

建築士試験の合格基準等の一体的な検討・決定

提案団体

兵庫県、芦屋市、香美町

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会が行っている二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準等の検討・決定について、中央建築士審査会において一級建築士試験と一体的に行うこととし、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること。

具体的な支障事例

【現状】

二級建築士試験及び木造建築士試験(以下「試験」という。)は都道府県知事が行うことと規定されているが、全都道府県が「公益財団法人建築技術教育普及センター」(以下「センター」という。)を都道府県指定試験機関に指定しており、全国共通の日程及び問題で試験を実施している。

合否判定基準について、センターから提案された合否判定基準案を当県の建築士審査会(以下「審査会」という。)に諮って決定しているが、建築士の質の確保の観点から、全国で共通の試験問題、採点基準、合否判定基準が望ましいため、審査会において異論が出たことはなく、当該基準案を追認するための形骸化した審査会となっている。

そのため、審査会の委員からは「試験の合否判定基準については、都道府県建築士審査会ではなく、中央建築士審査会で統一してつかさどるべき」との意見が出ている。

なお、平成29年の地方分権改革に関する提案募集に「合格基準案等について、都道府県建築士審査会における検討等の義務付け廃止」の提案がなされたが、関係府省からは「合否判定基準等の検討・決定などの事務は、都道府県建築士審査会が行うこととしており、合否判定の基準の決定を試験機関に委託すべきではない」との回答がなされ、見直しは行われていない。

【具体的な支障事例】

当県では、法令等違反に係る建築士及び建築士事務所に対する指導や処分、日々寄せられる苦情の対応とともに、審査会業務を行っている。また、審査会では、処分(業務停止及び免許取り消し)に関する審議を行うとともに、試験ごと(学科、設計製図)の合否判定基準等の決定を行っている。このような日々の大きな業務負担の中で、合否判定基準等の決定に関しては「形骸化」した審査会の開催のために、審査会構成委員の参集に係る負担と職員の試験に関する資料作成等の業務負担が続いており、このことは、全都道府県においても同様と预料される。

(なお、現状では、合否判定基準の決定のために開催する審査会の日程調整は、センターでの採点及び取りまとめと合格者発表の日程の都合上、大変タイトなスケジュールとならざるを得ないため、都道府県等の業務負担がより大きくなっているが、「合否判定基準の決定にかかる審査会の形骸化」が根本的な改善を要する項目であるため、参考に記すに留める。)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

建築士の確保・育成が喫緊の課題である中で、中央建築士審査会が①各区分（一級／二級／木造）の建築士に求める資質・水準、②担い手の安定的確保の両面から、一体的に試験の問題及び採点基準・合否判定基準を検討・決定することにより、①建築士の質の確保及び建築士制度の維持、②行政全体のトータルコスト・業務負担の大幅軽減が図られる。

また、都道府県建築士審査会の試験に係る業務の合理化が図られ、都道府県建築士審査会委員や職員への負担軽減につながることで、法令等違反に係る建築士及び建築士事務所に対する指導や処分の業務に注力することができる。

根拠法令等

建築士法第4条、第13条、第15条の6、第28条、第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、鳥取県、徳島県、沖縄県

○二級及び木造建築士試験に関する事務は建築士法第28条に定める各都道府県の建築士審査会の所掌ではあるが、結果的に全国一律の建築士試験の採点基準について、試験機関による採点結果が出た後で各都道府県において建築士審査会を開催することとなることや、一県だけ別の取り扱いにすることはできないという前提の上で採点基準等について審議しているため、各都道府県の建築士審査会が形骸化している。

○限られた人員により他業務との兼務で対応している中、追認する可能性が非常に高い（全国一律の基準を覆すほどの要因は少なく、限られた時間で根拠等を整理・積み上げることは難しい）審査会は、非合理的であり業務負担が大きいと考えられる。また、参考として審査会の日程調整に加え会場確保にも苦慮している。合否判定基準等を把握する絶対人数が少なくなることで、情報伝達の範囲や機会減少、判定基準等の情報漏洩リスク低下につながると考えられる。

各府省庁からの第1次回答

地域で業務を担うことの多い二級建築士及び木造建築士は、通例その免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが多いことから、都道府県がその地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合格基準の決定等を行うことができるような制度となっている。

これらの事務は地域の建築行政を支える担い手である二級建築士及び木造建築士の確保の観点から重要であり、国が画一的に行うべきではないという考え方は従前と変更ない。

また、二級建築士及び木造建築士の免許権者は都道府県知事であり、試験や登録、監督処分といった一連の事務のうち、合格基準の決定だけを切り離して、国が行うことは適当ではなく、合理的でもないとする。

一方、都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担については、今後提案団体からヒアリング等を実施し、負担軽減の方策について検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域性や免許権者との関係を理由として都道府県に包括的に委ねることについては、試験の公平性・全国的な資格制度の一貫性の観点からは再検討が必要であり、現行の制度は必ずしも合理的とは言えない。

二級建築士及び木造建築士は、国家資格として位置づけられている以上、試験水準や合格基準は全国的に公平であるべきであり、都道府県ごとに合格基準の判断余地が存在する現行制度は、地域によって資格取得の難易度に差が生じ得るものである。

地域において業務を担う人材の確保は重要であるものの、建築基準法をはじめとする建築関係法令は全国一律の基準に基づくものであり、建築士に求められる基礎的能力も全国共通である。

また、近年は、CAD、電子申請などによる設計業務の電子化や住宅メーカーの広域的な事業展開などにより、建築士の活動範囲は広がっており、必ずしも地域内での業務を行うことが多いという前提は以前ほど強く当てはまらないため、地域性を理由として合格基準の決定権を都道府県建築士審査会に委ねる必要性は低下している。

こうした中で、試験の根幹に関わる合格基準まで地域事情に委ねる合理性は限定的であり、地域事情は別途の施策により対応すべきものである。

なお、地域事情については、行政及び建築士関係団体における実務指導・研修等で対応が可能であり、資格試験の基準に影響が及ぶものではない。

宅地建物取引士など他の国家資格制度においては、試験の実施に関する事務を統一的主体が担い、登録・監督を都道府県知事が担う例も存在しており、試験と免許権限の分離は制度上十分に成立し得る。

以上より、①全国共通の資格としての公平性・能力水準の確保、②制度設計上の合理性、③事務効率化の観点から、現行制度の見直しを図り、合格基準の決定の統一化の導入を検討すべきである。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担の軽減のための事務の廃止等により、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

全国47都道府県が同一の指定試験機関を指定しており、試験問題や合格基準も全国一律である実態と制度趣旨の間に乖離が生じており、実態に即して制度を見直すべきではないか。

第2次ヒアリングまでに、地方公共団体へのヒアリング等を実施した上で、①本提案で求める措置のほか、代替措置として、②合格基準の決定等に関する事務の指定試験機関への委託、③都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担の軽減方策についても検討し、その結果をお示しいただきたい。

上記②については、従前の整理にとられず、第1次ヒアリングにおいて言及のあった、予め都道府県建築士審査会が合格基準等の考え方を議論し、これに基づき指定試験機関が具体的な合格基準を決定するといった案についても積極的に検討されたい。

各府省庁からの第2次回答

建築士登録を受けた都道府県内にある建築士事務所等で活動する二級・木造建築士の割合が全国平均で約8割（※）となっており、二級建築士及び木造建築士は免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが通常であるという実態がある。

そのため、地域の二級建築士及び木造建築士の確保の観点から、都道府県が地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合否判定の基準の設定等を行うことができる現行制度の維持が必要であり、国が試験を画一的に行うべきではないと考えている。

御指摘の宅地建物取引士については、都道府県が試験の実施主体であるとしたうえで（宅地建物取引業法第16条第1項）、その事務を国が指定した機関に委託できることとしている（同法第16条の2第1項）ところ、二級建築士及び木造建築士についても、「試験の実施に関する事務」に関しては宅建士と同様に試験機関に行わせることが可能である（建築士法第15条の6第1項）。

一方で、建築士は、建築物の設計、工事監理等を通じ国民の生命・身体の安全に直結する資格であることから、その試験の実施にあたっては専門・技術的見地からの意見や知見を踏まえることが重要であることを踏まえ、有識者から構成される都道府県建築士審査会を関与させることとしている。また、建築士試験は、地域における建築士の担い手の確保や気候風土等に適した住宅の供給等の観点から建築行政と密接に関連していることから、行政としての関与が不可欠であると考えている。したがって、問題作成の基本方針の策定や合否判定の基準の設定等、試験制度の根幹に関わる部分については、都道府県建築士審査会を通じた行政としての関

与が必要であり、かかる部分についてまで試験機関に委託することは適切ではない。

一方で、各都道府県における都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担を軽減するために、

- ①二級建築士及び木造建築士に対する懲戒処分に係る都道府県建築士審査会を開催する際に、当該年度における試験の結果を併せて報告するなど都道府県建築士審査会を合理的に開催することが可能であること
- ②問題作成の基本方針の策定や合否判定の基準の設定は必ずしも毎年度の改定を要さず、都道府県建築士審査会への毎年度の付議は不要であること
- ③合格基準の決定や合格基準を満たしているか否かの判断を指定試験機関に行わせることが可能であることについて、都道府県に対して周知することを検討する。

※ 一般財団法人建築行政情報センターが提供する建築行政共用データベースシステムの情報を参照した国土交通省の独自調べによる